

# ○但馬広域行政事務組合議会事務局設置条例

平成7年11月1日

条例第4号

## (設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第2項の規定に基づき、但馬広域行政事務組合議会に議会事務局(以下「事務局」という。)を置く。

## (職員)

第2条 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

2 前項の職員の定数は、3人とする。

3 事務局の職員は、議長が任免する。

## (職務)

第3条 事務局長は、議長の命を受け事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 書記その他の職員は、上司の指揮を受け議会の事務に従事する。

## (委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

## 附 則

この条例は、平成7年11月1日から施行する。